第十三項の表第七十一条第一項第一号及び第二項第一号の項	租税特別措置法第四十二条の五第五項
第十三項の表第七十四条第一項第二号の項	租税特別措置法第四十二条の五第五項
第十三項の表第八十条第一項の項及び第百三十五条第二項の項	租税特別措置法第四十二条の五第五項

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第九条　改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十二条の五の規定の適用がある場合における新法第四十二条の十三の規定に基づく新令第二十七条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同項各号に掲げる規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第百十四号。以下この項において「改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項又は第三項の規定を含む。）	（同項	（改正法附則第六十三条第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の五第十二項の規定（旧効力措置法第四十二条の五第十二項の規定を含む。）にかかわらず
第二項	規定にかかわらず	）に掲げる規定	）に掲げる規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下「改正法」という。）附則第五十五条（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第五項

（同項	（改正法附則第六十三条第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項
同項各号に掲げる規定を適用した場合の」と	同項各号に掲げる規定（旧効力単体措置法第四十二条の五第二項又は第三項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定を含む。以下この条において同じ。）を適用した場合の」と
まず同項	まず租税特別措置法第四十二条の十三第一項
同項各号に掲げる規定」と	同項各号に掲げる規定（旧効力単体措置法第四十二条の五第二項又は第三項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定を含む。）」と

（法人の事業革新設備等の特別償却に関する経過措置）

第十条　改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十四条の二（第二項に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第二十八条の六の規定は、なおその効力を有する。

（法人の準備金に関する経過措置）

第十一条　改正法附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条の六（第三項から第七項まで及び第十一項から第十六項までに係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十二条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第六十八条の四十五第一項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第八十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の四十五第一項
「法第五十五条の六第一項の表の第一号	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第一号において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項の表の第一号
おける法第五十五条の六第一項の表の第一号	おける旧効力措置法第五十五条の六第一項の表の第一号

2　改正法附則第六十五条第二項の規定を適用する場合において、同項に規定する法人が同項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）に該当するかどうかの判定は、平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の現況による。

3　前項の場合において、同項の最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当するときは、当該連結事業年度開始の日において改正法附則第八十二条第二項に規定する中小連結法人（以下この条において「中小連結法人」という。）に該当する法人は、中小企業者に該当するものとして改正法附則第六十五条第二項の規定を適用する。

4　改正法附則第六十五条第二項の規定の適用を受ける法人（改正法附則第八十二条第二項の規定の適用を受ける連結法人を含む。以下この条において「適用法人」という。）が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）により改正法附則第六十五条第四項に規定する準備金設定資産（第七項及び第十項において「準備金設定資産」という。）を移転した場合における同条第十項、第十四項又は第十八項の規定により読み替えられた同条第二項の規定の適